

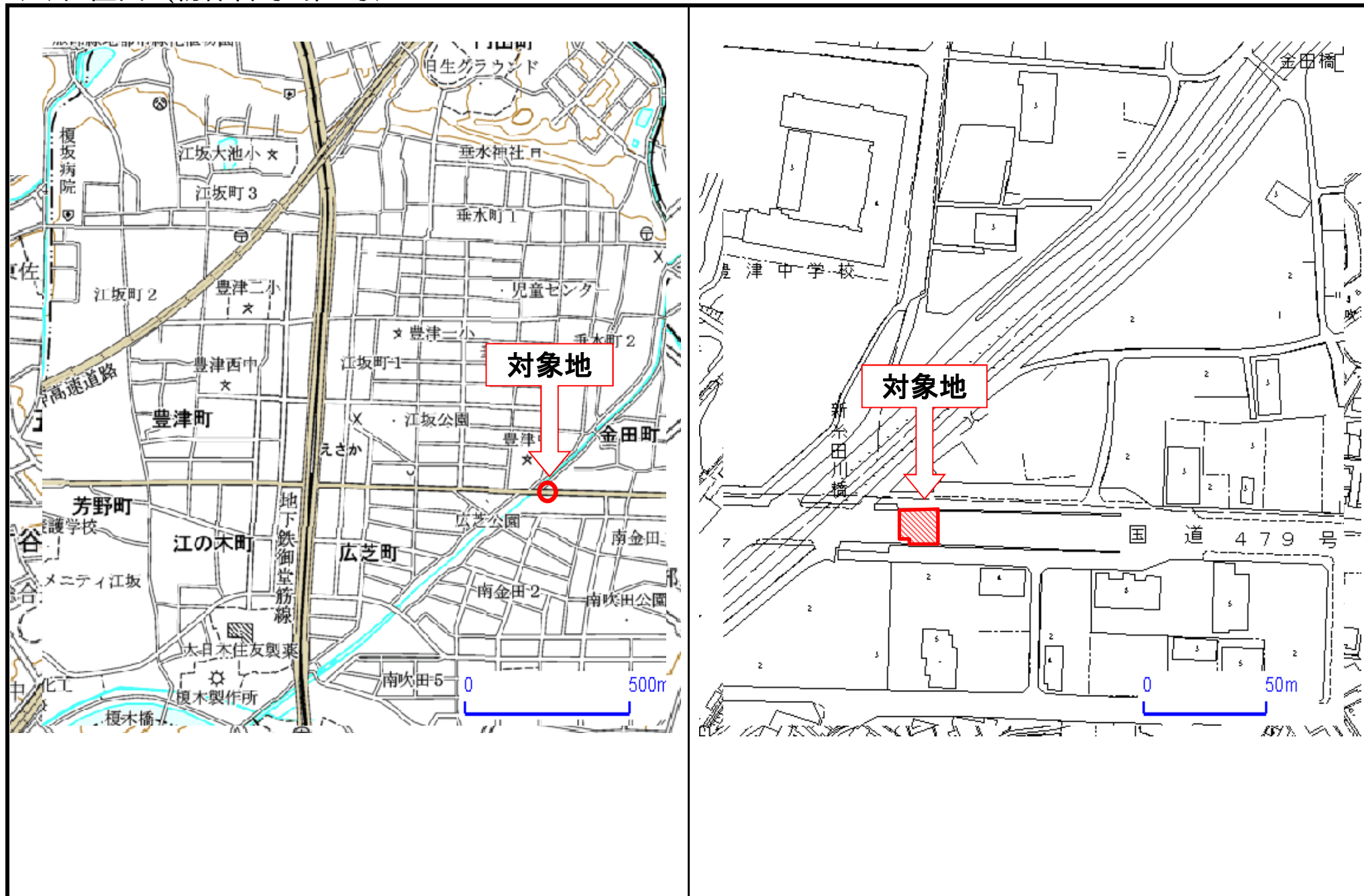
# 物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	吹田市金田町30番外 (一般国道479号新糸田川橋高架下)	交通 機関	地下鉄御堂筋線・ 北大阪急行南北線 江坂駅 東約500m	最 低 占用料 (年額)	307, 100円/年	占用期間	5年
1								
土地の概要					特記事項			
面積	使用許可対象面積			242 m <sup>2</sup>				
接面道路 の状況	南側：国道479号側道・幅員約4.0m・舗装有・高低差無〔出入口〕 北側：国道479号側道・幅員約4.0m・舗装有・高低差無			<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等、平面利用を想定しております。</p> <p>2 占用期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、茨木土木事務所及び吹田警察署と協議し許可を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、茨木土木事務所と協議して下さい。また、車両等の衝突により橋脚及び橋梁本体に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置して下さい。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府吹田警察署 交通課 電話 06-6385-1234(代)</p> <p>4 開発行為及び建築行為については吹田市と協議してください。 (お問い合わせ先) 吹田市都市計画部 開発審査室 電話 06-6384-1231(代)</p> <p>5 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、吹田市下水道部と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 吹田市下水道部 水循環室 電話 06-6384-2068(代)</p> <p>6 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占用者において行ってください。</p> <p>7 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。</p> <p>8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占用者の負担となります。</p> <p>9 降雨時に天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。</p>				
法令に 基づく 制限	市街化区域内							
	都市 計画法	用途地域	近隣商業地域					
		地域地区	準防火地域					
		建ぺい率	80%	容積率	300%			
その他の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法(一般国道479号区域内)</li> <li>・建築基準法</li> <li>・消防法</li> </ul>							
その他条件								
供給処理 施設の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	吹田市水道部工務室 06-6384-1251(代)				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)大阪北支社北摂営業所 0800-777-8015(代)				
		有	無					
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)地域開発C北東部開発G 072-671-4210					
	無	無						
公共 下水道	本管	引込管	吹田市下水道部水循環室 06-6384-2068(代)					
	有	無						

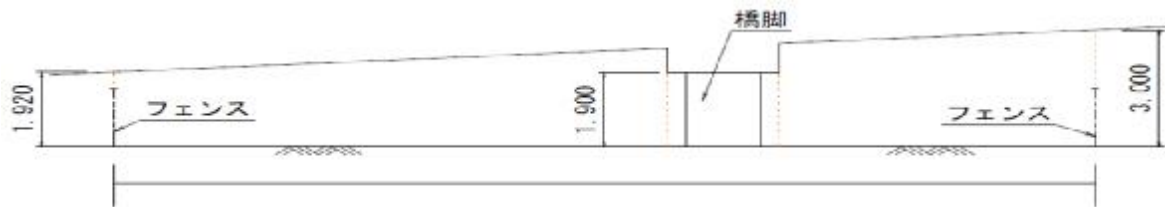
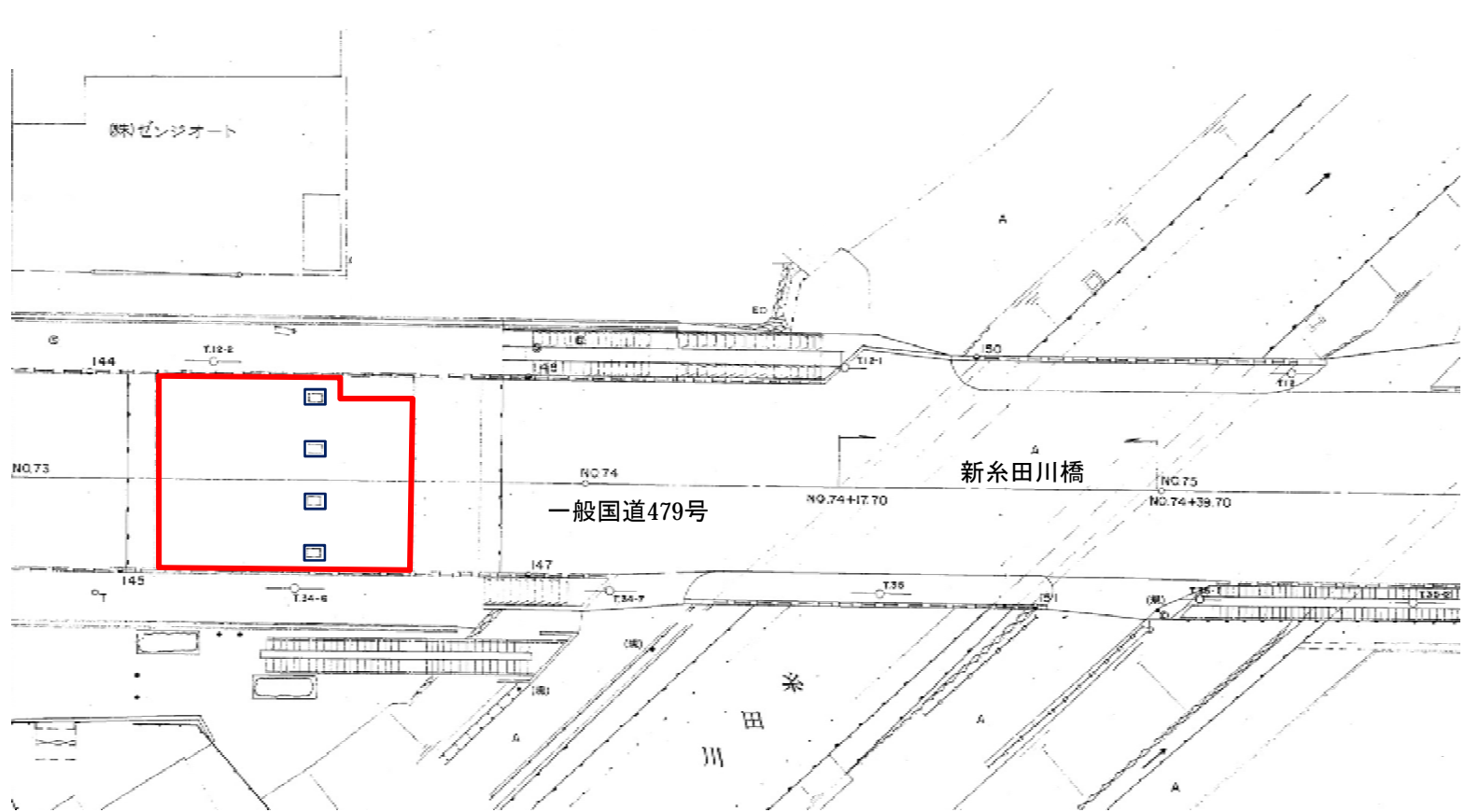
## 特記事項

- 10 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下しておりますので、あらかじめご了承ください。
- 11 橋梁及び高架下内の工事・点検等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をお願いする場合があります。
- 12 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果によって補修が必要になる場合、また、緊急的に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることとなりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 13 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占有期間は最長で平成29年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は平成29年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設となりますので、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までに予め現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。

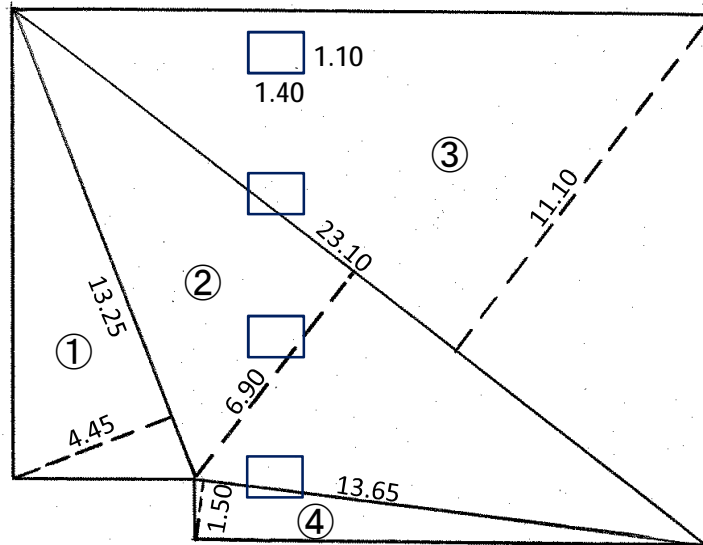
(1)位置図 (物件番号:第1号)



(2) 平面図(1/2) (物件番号: 第1号)



(3) 平面図(2/2) (物件番号:第1号)



番号	底辺	高さ	倍面積(m2)
①	13.25	4.45	58.96
②	23.10	6.90	159.39
③	23.10	11.10	256.41
④	13.65	1.50	20.48
小計			495.24
1/2			247.62
控除分(橋脚) 1.4×1.10×4基			6.16
			241.46